



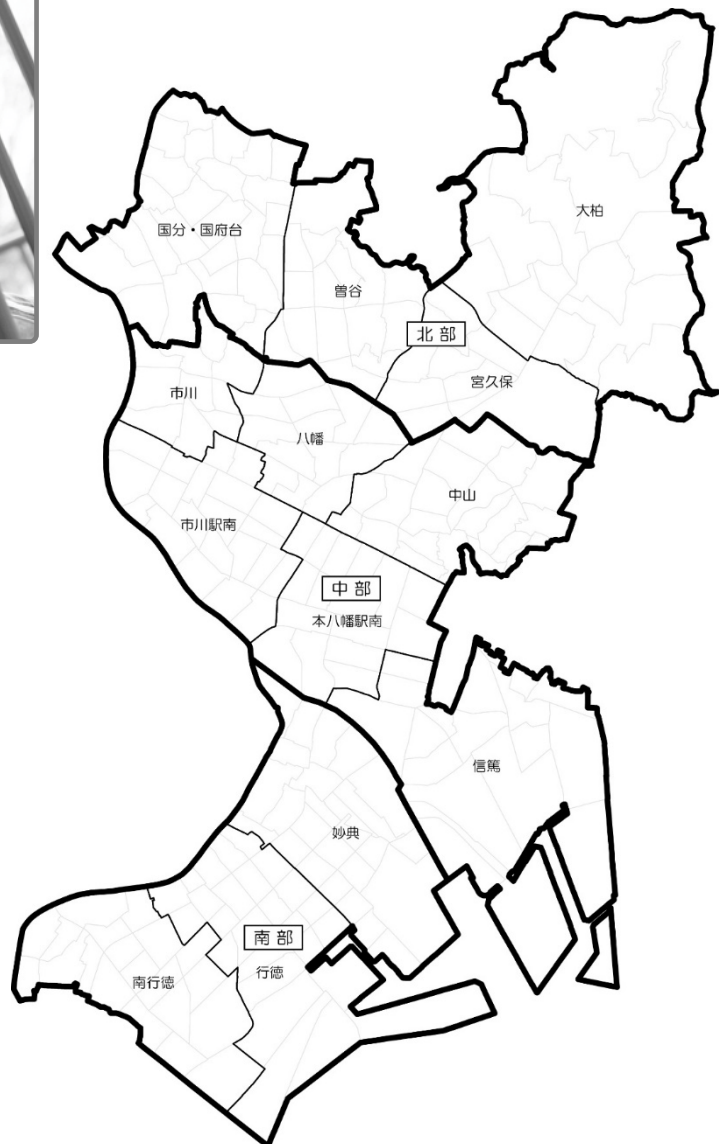
第4章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「市川市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況

に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため北部・中部・南部の3つの区域とより生活圏に近い13地区を定めました。



3 区域・13 地区別 町名

区域名	地区名	町名
北部	大柏	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野
	宮久保	宮久保 3～6 丁目、北方町 4 丁目、東菅野 4・5 丁目、下貝塚
	曾谷	宮久保 1・2 丁目、曾谷、国分 1 丁目、東国分、稲越町
	国分・国府台	堀之内、北国分、中国分、国府台、国分 2～7 丁目
中部	市川	真間、市川、須和田 2 丁目
	八幡	菅野、平田 1・2 丁目、須和田 1 丁目、八幡 3 丁目、東菅野 1～3 丁目
	中山	八幡 1・2・4～6 丁目、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神
	市川駅南	新田、市川南、平田 3・4 丁目、大洲、大和田
	本八幡駅南	南八幡、鬼高、稲荷木、東大和田、田尻 1・2 丁目
	信篤	田尻 3～5 丁目、田尻（1～5 丁目以外）、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典
南部	妙典	妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、富浜、塩焼、宝 1 丁目、幸 1 丁目、加藤新田、高浜町、河原
	行徳	伊勢宿、未広、宝 2 丁目、幸 2 丁目、押切、行徳駅前、入船、日之出、湊、湊新田、湊新田 1・2 丁目、香取、福栄 2 丁目、千鳥町、新浜、塩浜 1～3 丁目
	南行徳	欠真間、相之川、福栄 1・3・4 丁目、南行徳、新井、広尾、島尻、塩浜 4 丁目

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について、以下の区分（※1）ごとの必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込み（※2）を定めるとともに、満3歳未満の子どもについては、市全体の推計児童数と量の見込みをもとに、保育利用率を定めます。そして、設定する量の見込みに対応して、提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）（※3）を定めます。

（※1）区分

3号認定（0歳）	3号認定の子どものうち、0歳児
3号認定（1・2歳）	3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児
1号認定	1号認定の子ども
2号認定（教育ニーズ）	2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども
2号認定（その他）	2号認定の子どものうち、「2号認定（教育ニーズ）」以外の子ども

（※2）「量の見込み」＝令和2年度から5年間の市民ニーズの推計値

市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査（平成30年11月に実施。以下「市民ニーズ調査」という。）の結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、ニーズの実態と乖離があると考えられる数値については、市川市子ども・子育て会議における審議を経て、必要な補正を行いました。算定に当たっての考え方の詳細はP67～「4 量の見込みの算定に当たっての考え方」のとおりです。

（※3）「確保方策」＝「量の見込み」に対する提供体制の計画

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業については利用定員を、確認を受けない幼稚園については認可定員をもとに、確保方策を定めます。

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

(1) 3号認定(0歳)《3号認定の子どものうち、0歳児》

【①北部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		270人	266人	265人	268人	268人
確保方策	特定教育・保育施設	179人	199人	219人	219人	219人
	特定地域型保育事業	24人	36人	48人	54人	54人

【②中部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		732人	748人	765人	777人	808人
確保方策	特定教育・保育施設	390人	430人	470人	510人	540人
	特定地域型保育事業	95人	143人	185人	227人	269人

【③南部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		549人	561人	573人	587人	607人
確保方策	特定教育・保育施設	451人	471人	491人	501人	501人
	特定地域型保育事業	31人	61人	85人	109人	109人

【市全体(①+②+③)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
確保方策	特定教育・保育施設	1,020人	1,100人	1,180人	1,230人	1,260人
	特定地域型保育事業	150人	240人	318人	390人	432人

○「確保方策」=既存施設・事業と新規施設・事業の定員の合計

(2) 3号認定(1・2歳)《3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児》

【 ①北部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		684人	680人	670人	666人	669人
確保 方策	特定教育・保育施設	529人	569人	609人	609人	609人
	特定地域型保育事業	95人	119人	143人	155人	155人

【 ②中部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,792人	1,811人	1,848人	1,890人	1,931人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,395人	1,475人	1,555人	1,635人	1,695人
	特定地域型保育事業	318人	414人	498人	582人	666人

【 ③南部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,583人	1,627人	1,649人	1,685人	1,723人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,396人	1,436人	1,476人	1,496人	1,496人
	特定地域型保育事業	134人	194人	242人	290人	290人

【 市全体 (①+②+③) 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
確保 方策	特定教育・保育施設	3,320人	3,480人	3,640人	3,740人	3,800人
	特定地域型保育事業	547人	727人	883人	1,027人	1,111人

○「確保方策」=既存施設・事業と新規施設・事業の定員の合計

(3) 1号認定、2号認定（教育ニーズ）

(3-1) 2号認定（教育ニーズ）《2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども》

【①北部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		324人	309人	302人	291人	289人
確保方策	認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

【②中部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		687人	687人	685人	688人	700人
確保方策	認定こども園	185人	485人	485人	485人	485人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

【③南部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		485人	465人	463人	465人	478人
確保方策	認定こども園	45人	45人	45人	45人	45人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

【市全体（①+②+③）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,496人	1,461人	1,450人	1,444人	1,467人
確保方策	認定こども園	260人	560人	560人	560人	560人
	確認を受ける幼稚園	1号認定の確保方策として記載				

○「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

(3-2) 1号認定《1号認定の子ども》

【 ①北部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	940人	889人	862人	1,689人	1,689人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	1,234人	1,168人	1,134人	1,950人	1,948人
確保方策	特定教育・保育施設	716人	716人	716人	716人	716人
	確認を受けない 幼稚園	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人

【 ②中部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	1,708人	1,718人	1,704人	1,708人	1,734人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	2,210人	2,220人	2,204人	2,211人	2,249人
確保方策	特定教育・保育施設	1,258人	1,443人	1,443人	1,443人	1,443人
	確認を受けない 幼稚園	2,134人	1,764人	1,764人	1,764人	1,764人

【 ③南部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	1,715人	1,650人	1,632人	1,634人	1,678人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	2,155人	2,070人	2,050人	2,054人	2,111人
確保方策	特定教育・保育施設	700人	700人	700人	700人	700人
	確認を受けない 幼稚園	520人	520人	520人	520人	520人

【 市全体 (①+②+③) 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	4,363人	4,257人	4,198人	5,031人	5,101人
	※+2号認定 (教育ニーズ)	5,599人	5,458人	5,388人	6,215人	6,308人
確保方策	特定教育・保育施設	2,674人	2,859人	2,859人	2,859人	2,859人
	確認を受けない 幼稚園	4,614人	4,244人	4,244人	4,244人	4,244人

○「確保方策」=既存施設と新規施設の定員の合計

(4) 2号認定(その他)

《2号認定の子どものうち、「2号認定(教育ニーズ)」以外の子ども》

【①北部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,285人	1,223人	1,191人	1,155人	1,145人
確保 方策	特定教育・保育施設	1,067人	1,127人	1,187人	1,187人	1,187人

【②中部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,570人	2,582人	2,565人	2,570人	2,607人
確保 方策	特定教育・保育施設	2,726人	2,846人	2,966人	3,086人	3,176人

【③南部】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,981人	1,909人	1,883人	1,881人	1,932人
確保 方策	特定教育・保育施設	2,403人	2,463人	2,523人	2,553人	2,553人

【市全体(①+②+③)】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人
確保 方策	特定教育・保育施設	6,196人	6,436人	6,676人	6,826人	6,916人

○「確保方策」=既存施設と新規施設の定員の合計

教育・保育全体

【 ①北部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	1号認定	940人	889人	862人	1,689人	1,689人	
	2号認定	教育ニーズ	324人	309人	302人	291人	289人
		その他	1,285人	1,223人	1,191人	1,155人	1,145人
	3号認定（0歳）	270人	266人	265人	268人	268人	
	3号認定（1・2歳）	684人	680人	670人	666人	669人	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	716人	716人	716人	716人	716人
		2号	1,067人	1,127人	1,187人	1,187人	1,187人
		3号（0歳）	179人	199人	219人	219人	219人
		3号（1・2歳）	529人	569人	609人	609人	609人
	確認を受けない幼稚園	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人	1,960人	
	認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人	
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	24人	36人	48人	54人	54人
		3号（1・2歳）	95人	119人	143人	155人	155人

【 ②中部 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	1号認定	1,708人	1,718人	1,704人	1,708人	1,734人	
	2号認定	教育ニーズ	687人	687人	685人	688人	700人
		その他	2,570人	2,582人	2,565人	2,570人	2,607人
	3号認定（0歳）	732人	748人	765人	777人	808人	
	3号認定（1・2歳）	1,792人	1,811人	1,848人	1,890人	1,931人	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	1,258人	1,443人	1,443人	1,443人	1,443人
		2号	2,726人	2,846人	2,966人	3,086人	3,176人
		3号（0歳）	390人	430人	470人	510人	540人
		3号（1・2歳）	1,395人	1,475人	1,555人	1,635人	1,695人
	確認を受けない幼稚園	2,134人	1,764人	1,764人	1,764人	1,764人	
	認定こども園	185人	485人	485人	485人	485人	
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	95人	143人	185人	227人	269人
3号（1・2歳）		318人	414人	498人	582人	666人	

【 ③南部 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定		1,715人	1,650人	1,632人	1,634人	1,678人
	2号認定	教育ニーズ	485人	465人	463人	465人	478人
		その他	1,981人	1,909人	1,883人	1,881人	1,932人
	3号認定（0歳）		549人	561人	573人	587人	607人
	3号認定（1・2歳）		1,583人	1,627人	1,649人	1,685人	1,723人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	700人	700人	700人	700人	700人
		2号	2,403人	2,463人	2,523人	2,553人	2,553人
		3号（0歳）	451人	471人	491人	501人	501人
		3号（1・2歳）	1,396人	1,436人	1,476人	1,496人	1,496人
	確認を受けない幼稚園		520人	520人	520人	520人	520人
	認定こども園		45人	45人	45人	45人	45人
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	31人	61人	85人	109人	109人
		3号（1・2歳）	134人	194人	242人	290人	290人

【 市全体（①+②+③） 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号認定		4,363人	4,257人	4,198人	5,031人	5,101人
	2号認定	教育ニーズ	1,496人	1,461人	1,450人	1,444人	1,467人
		その他	5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人
	3号認定（0歳）		1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
	3号認定（1・2歳）		4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号	2,674人	2,859人	2,859人	2,859人	2,859人
		2号	6,196人	6,436人	6,676人	6,826人	6,916人
		3号（0歳）	1,020人	1,100人	1,180人	1,230人	1,260人
		3号（1・2歳）	3,320人	3,480人	3,640人	3,740人	3,800人
	確認を受けない幼稚園		4,614人	4,244人	4,244人	4,244人	4,244人
	認定こども園		260人	560人	560人	560人	560人
	特定地域型 保育事業	3号（0歳）	150人	240人	318人	390人	432人
		3号（1・2歳）	547人	727人	883人	1,027人	1,111人

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、実際の待機児童の状況に即して整備を行うため、必要に応じて事業計画を見直し、もっとも適当な時期により効果的な教育・保育施設の確保に取り組み、待機児童を解消します。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について（※1）、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込み（※2）、確保方策（※3）を定めます。

（※1）教育・保育提供区域ごとの量の見込み・確保方策の設定について

教育・保育提供区域ごとに量の見込み・確保方策を設定する必要性を勘案し、下記の2条件のいずれかに該当する地域子ども・子育て支援事業については教育・保育提供区域ごとに、その他の事業については市全体で、量の見込み・確保方策を定めます。

- ①利用者が日常的に利用する事業であり、かつ、施設を設置して実施する事業
- ②その他、事業の性質上、教育・保育提供区域ごとの設定が望ましい事業

（※2）「量の見込み」＝令和2年度から5年間の市民ニーズの推計値

市民ニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、ニーズの実態と乖離があると考えられる数値については、市川市子ども・子育て会議における審議を経て、必要な補正を行いました。算定に当たったの考え方の詳細は「4 量の見込みの算定に当たったの考え方」のとおりです。

（※3）「確保方策」＝「量の見込み」に対する提供体制の計画

原則として、受入能力（定員・施設数・供給可能量）をもとに、確保方策を定めます。ただし、受入能力を定めることがなじまない事業については、数値目標や実施体制を定めます。

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

特定型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

○ 「量の見込み」、「確保方策」 = 実施施設数

【 今後の方向性 】

特定型では、市役所窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健型では、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行い、子育てに対する安心感の醸成に努めます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

①北部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,320人	1,282人	1,265人	1,247人	1,245人
確保方策	1,515人	1,639人	1,763人	1,777人	1,777人

②中部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,403人	3,438人	3,464人	3,507人	3,584人
確保方策	2,956人	3,186人	3,405人	3,624人	3,807人

③南部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,506人	2,492人	2,499人	2,527人	2,592人
確保方策	2,572人	2,694人	2,805人	2,881人	2,881人

市全体 (①+②+③)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,229人	7,212人	7,228人	7,281人	7,421人
確保方策	7,043人	7,519人	7,973人	8,282人	8,465人

○「量の見込み」=1日あたりの利用者数(実利用者数)

○「確保方策」=1日あたりの供給可能量

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,153人	5,234人	5,308人	5,355人	5,307人
確保方策	5,830人	5,940人	5,940人	5,940人	5,940人

○「量の見込み」＝1日あたりの利用者数（実利用者数）

○「確保方策」＝既存施設と新規施設の定員の合計

【 今後の方向性 】

既設の放課後保育クラブの定員数に加えて、待機児童が発生する地域においては、放課後保育クラブの増設と民間事業者による放課後児童健全育成事業の参入を促進するための施策を検討し、確保に努めます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	478人	480人	482人	488人	497人
確保方策	478人	480人	482人	488人	497人

○「量の見込み」＝1年あたりの延利用者数

○「確保方策」＝1年あたりの供給可能量

【 今後の方向性 】

ニーズに対応できるよう、実施施設も含めた事業のあり方等について検討しながら、確保に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●

【概要】

市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人
確保方策	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人	4,323人
	実施機関：市川市保健センター、南行徳保健センター 実施体制：常勤職員及び非常勤職員（保健師等看護職）				

○「量の見込み」＝実利用者数

○「確保方策」＝実施体制

【今後の方向性】

より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について、検討しながら確保に努めます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育環境を整える事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6件	6件	6件	6件	6件
確保方策	実施機関：市川市こども部こども家庭支援課（委託にて実施（3団体）） 実施体制：20人（委託団体職員）				

○「量の見込み」＝実利用者数

○「確保方策」＝実施体制

【 今後の方向性 】

子どもが安心して生活し健やかに成長することができる環境の整備に向けて、より充実した支援の実現に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

①北部

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		3,655人	3,614人	3,576人	3,575人	3,601人
確保方策	地域子育て支援拠点	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	上記に含まれない こども館	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

②中部

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8,751人	8,842人	8,960人	9,103人	9,334人
確保方策	地域子育て支援拠点	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	上記に含まれない こども館	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③南部

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8,354人	8,513人	8,477人	8,796人	9,020人
確保方策	地域子育て支援拠点	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	上記に含まれない こども館	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

○「量の見込み」＝1月あたりの延利用者数

○「確保方策」＝施設数

市全体 (①+②+③)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		20,760人	20,969人	21,013人	21,474人	21,955人
確保 方策	地域子育て支援拠点	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	上記に含まれない こども館	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

○「量の見込み」=1月あたりの延利用者数

○「確保方策」=施設数

【 今後の方向性 】

現行の施設数における利用者数の増加に向けて検討します。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（年間延利用者数）

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	176,131人	171,817人	170,139人	169,351人	172,127人
確保方策	133,760人	140,800人	147,840人	161,920人	176,000人

○「量の見込み」、「確保方策」＝1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

就労型預かり保育実施園の拡大及び実施園への時間延長協力依頼を行い、幼児教育の振興と待機児童解消を図っていく。

② ①以外の一時預かり（年間延利用者数）

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32,963人	33,519人	34,164人	34,972人	35,958人
確保方策	35,175人	34,884人	35,175人	35,175人	35,029人

○「量の見込み」、「確保方策」＝1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

①北部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	515人	503人	498人	492人	491人
確保方策	726人	720人	726人	726人	723人

②中部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,083人	1,096人	1,106人	1,120人	1,146人
確保方策	1,296人	1,284人	1,296人	1,296人	1,290人

③南部

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	468人	474人	466人	475人	488人
確保方策	484人	480人	484人	484人	482人

市全体（①+②+③）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,066人	2,073人	2,070人	2,087人	2,125人
確保方策	2,506人	2,484人	2,506人	2,506人	2,495人

○「量の見込み」、「確保方策」＝1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人
確保方策	19,809人	19,855人	19,927人	20,025人	20,198人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、ニーズが充足される確保の内容を維持していきます。

(11) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また、出産予定日現在35歳以上となる妊婦を対象に、超音波検査1回分の受診票を交付します。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人
確保方策	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人	51,720人
	健診回数14回 実施場所：千葉県内外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関等委託 実施時期：妊娠期間				

○「量の見込み」＝1年あたりの延利用者数

○「確保方策」＝実施体制

【 今後の方向性 】

妊婦数に応じ実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

私立幼稚園（新制度移行園を除く）で実費徴収されている給食費（副食費）について、低所得世帯を対象に、在園する園児の保護者に対し、費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	315人	274人	274人	274人	274人
確保方策	315人	274人	274人	274人	274人

(13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

4 量の見込みの算定に当たっての考え方

「2 幼児期の学校教育・保育」、「3 地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算定について、国が示した手引きにおける算定方法の概要、及び本市が行った当該算定方法に対する補正の内容は下記のとおりです。

《「量の見込み」算定に利用する推計児童数について》

事業ごとに、対象となる潜在家庭類型が異なります。用いる略称は下記のとおりです。

- ・推計児童数（共働き等）：ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など
- ・推計児童数（専業主婦等）：専業主婦（夫）家庭や、就労時間の短いパートタイム家庭など
- ・推計児童数（全家庭）：すべての家庭

《2 幼児期の学校教育・保育》

(1) 3号認定（0歳）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

●補正内容

1歳以降からのニーズと思われる回答分および現状強い利用希望がないと思われるものを控除して算出

●補正対象の市民ニーズ調査回答例（就学前児童のいる世帯用調査票）

0歳家庭で、現在教育・保育事業を利用せず、利用していない理由を下記のとおり回答

問 19 問 14 で教育・保育事業を「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。もっとも当てはまる番号 1つに○をつけてください。

1. 子どもの母親が父親がみている
2. 子どもの祖父母、親族、父母の友人・知人等がみている
3. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしている）
4. 利用したいが、事業に空きがない（市や施設等に申し込みをしていない）
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の利用要件（就労要件等）に当てはまらない
8. 子どもがまだ小さいため（ 歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（ ）

(2) 3号認定（1・2歳）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

●補正内容

なし

(3) 1号認定、2号認定（教育ニーズ）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

(3-1) 2号認定（教育ニーズ）

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×現在幼稚園を利用する割合

(3-2) 1号認定

「量の見込み」＝推計児童数（専業主婦等）×幼稚園等を第1希望とする割合

●補正内容

なし

(4) 2号認定（その他）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×2号認定（教育ニーズ）以外の割合

●補正内容

なし

《3 地域子ども・子育て支援事業》

(1) 利用者支援事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

現状と同様、アクス本八幡・行徳支所行徳子育て総合案内の2カ所で実施することとし、決めました。ただし、保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施します。

母子保健型：母子保健相談窓口「アイティ」の4ヶ所で実施することとして決めました。

基本型・特定型：「子育てナビ八幡」および「子育てナビ行徳」の2カ所で市内全域を対象に実施、保護者の身近な場所で相談・情報提供等を行えるよう、職員がこども館等に出張して事業を実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合
×18時以降の保育を希望する割合

●補正内容

なし

(3) 放課後児童健全育成事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き等）×放課後保育クラブを週3日以上利用希望する割合

●補正内容

週1日以上の利用希望も含めて算定しました。

(4) 子育て短期支援事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×子育て短期支援事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

●補正内容

必要日数について、ニーズ調査より得られた値が、実際の利用状況と比較し非常に高いため、一部区域の日数を、全区域の平均（未就学：5日、小学生：4日）で算出しました。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

平成28年度から平成30年度までの出生数の平均を「量の見込み」としました。

(6) 養育支援訪問事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

実績をもとに決めました。

(7) 地域子育て支援拠点事業

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×地域子育て支援拠点事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

- ・専業主婦等世帯の児童について、ニーズ調査から得られた専業主婦等世帯の児童の見込み量をそのまま採用する。
- ・共働き等世帯の児童について、休日の利用が主として想定されるため、利用希望の割合から算出した利用見込み者数に、利用希望日数の月平均4日乗じる。
- ・上記の二つの算出数値を合わせて、量の見込みとする。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【1号認定の利用】

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝1号認定該当者×一時預かり・預かり保育事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

なし

【2号認定の利用】

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝2号認定（教育ニーズ）該当者×就労日数の平均
※2号認定（教育ニーズ）該当者が、全員、就労するすべての日に預かり保育を利用することを想定した算出

●補正内容

就労日数の平均については、市民ニーズ調査によるデータではなく、就労支援のための預かり保育の1人当たり平均利用日数（週2.5日）を用いて算定しました。

② 「①」以外の一時預かり

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）×不規則の預かり事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均
－（8）①1号認定の利用の「量の見込み」

※一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、休日養護・夜間養護分を合わせた「量の見込み」が算定される。

●補正内容

- ・保育の認定該当者は、通常保育を受けながら一時預かりを利用することは想定しにくいことを考慮し補正しました。
- ・利用を希望しているのは、主に幼稚園・保育園に入る前の0～2歳の在宅子育て世帯であることから対象を絞って算出しました。
- ・一時預かり事業とファミリー・サポート・センターのニーズと一緒に算出されているため、区分して算出しました。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

「量の見込み」＝推計児童数（共働き家庭等）×病児保育事業の利用が必要な割合
×必要日数の平均

※直近1年間の対応から、下記3つの場合を、病児・病後児保育事業の利用が必要な場合として算定

- ①両親のいずれかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児保育を利用したい
- ②病児・病後児保育を利用した
- ③仕方なく子どもだけで留守番させた

●補正内容

- ・直近1年間の対応として、「両親のいずれかが休むことができた」かつ「できれば病後・病後児保育を利用したい」と回答した者は補正をしました。
- ・ひとり親家庭の場合は、両親ともにいる場合と比べ、仕事を休むという対応がとりづらいため、量の見込みに含みました。
- ・必要日数の平均については、9日として算出しました。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

●国が示した手引きにおける算定方法概要

①就学前児童

(6)の方法で一時預かり事業、休日養護・夜間養護と合わせた「量の見込み」を算定

②小学生

「量の見込み」＝推計児童数（全家庭）
×放課後のファミリー・サポート・センター事業の利用希望者の割合
×利用希望日数の平均

●補正内容

- ・事業の利用希望の割合から「希望の見込み数」を算出します。
- ・この事業は、安心のため登録する方が多く、実績では登録者の内、約20%しか事業を利用していない。今後制度を安心して積極的に利用してもらえるよう周知、利用率の向上をめざし、30%にすると想定し、「希望者の見込み数」に乘じ、「利用の見込み数」を算出します。
- ・利用の見込み数に対し、利用希望の年間平均日数(未就学児：7.6日、就学児：9.2日)を乘じて年間の利用見込み数を算出しました。

(11) 妊婦健診

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

平成28年度から平成30年度までの受診人数の平均を「量の見込み」としました。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業

●算定に当たっての考え方（市民ニーズ調査結果を用いない）

実績をもとに決めました。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所と小学校等との連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び認可保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.8 認定こども園の普及促進事業》

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ・幼児期の教育及び保育の重要性や子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、2019年5月に子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

これを受けて、幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料に対し、「子育てのための施設等利用給付」を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.42 子育てのための施設等利用給付》

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設 又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

①子育てナビによる情報提供・相談支援の実施

市川市では現在、本八幡と行徳の2ヵ所で子育てナビを設置し、主に保護者の就学前の教育・保育ニーズに対応する情報提供・相談支援を実施しています。子ども・子育て支援新制度開始後は、多様な施設・事業から保護者が教育・保育施設等を選択することとなり、これまで以上に保護者に対する情報提供・相談支援の重要性が増します。産後休業・育児休業中の保護者も含めたより多くの保護者に利用していただくため、子育てナビに関する広報・周知を行っていくとともに、出張子育てナビも実施していきます。

《関連する進行管理事業・・・No.36 利用者支援事業》

②「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備

市川市では、下表のとおり、今後も保育需要が高まることが推計されています。保護者が保育事業を利用するために育児休業を希望より早く切り上げるような状況を生まないように、「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備を計画的に進めていきます。

《保育認定該当者の現状と推計（＝量の見込み）》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,551人	1,575人	1,603人	1,632人	1,683人
1・2歳	4,059人	4,118人	4,167人	4,241人	4,323人
3～5歳	5,836人	5,714人	5,639人	5,606人	5,684人

《関連する進行管理事業・・・No.6 特定教育・保育施設の整備
No.7 特定地域型保育事業の整備》

③利用調整による産後休業・育児休業からの復職に関する配慮

②に記載する整備が進むまでの当面の間についても、保育に関する利用調整において産後休業・育児休業からの復職について配慮することにより、産後休業・育児休業を取得することが不利に働かないようにします。

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会で支援している世帯は、市川市では平成27年度418世帯であったのに対し、平成30年度は451世帯となり、増加傾向にあります。こうした現状を踏まえ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、「関係機関との連携の強化」、「虐待予防活動の強化」の2点を軸に取り組みを進めます。

①関係機関との連携の強化

市川市では要保護児童対策地域協議会の「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」において、下記のとおり幅広い関係者の参加を得ています。今後も、当会議を通じて、各関係機関と情報を共有するとともに連携を強化していきます。

《市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議 関係機関》

○千葉県法務局市川支局	○千葉県市川警察署
○千葉県行徳警察署	○市川児童相談所
○千葉県女性サポートセンター	○市川健康福祉センター
○中核地域生活支援センター がじゅまる	○市川市社会福祉協議会
○市川市自立支援協議会	○市川市医師会
○市川市歯科医師会	○市川市介護保険事業者連絡協議会
○市川人権擁護委員協議会	○市川市民生委員児童委員協議会
○市川市保健推進協議会	○市川市青少年相談員連絡協議会
○千葉県弁護士会京葉支部	○市川市・市川市教育委員会 関係各部

また、「市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」への参加に加え、下記のとおり各関係機関と連携をしていきます。

(ア) 保育園・幼稚園、学校、民生委員・児童委員、医療機関、市保健センター等との連携

保育や教育の現場、地域、病院、乳児家庭全戸訪問事業による訪問、などそれぞれの活動の場の中で、児童虐待の疑いがある子どもや養育支援を必要とする子どもなどを把握した場合には、市こども家庭支援課に通報するよう依頼し、早期発見・早期対応のための連携をしていきます。また、こうした関係機関に対し、講演会・説明会の開催、虐待対策マニュアルの配布など、連携のために必要な周知活動も行います。

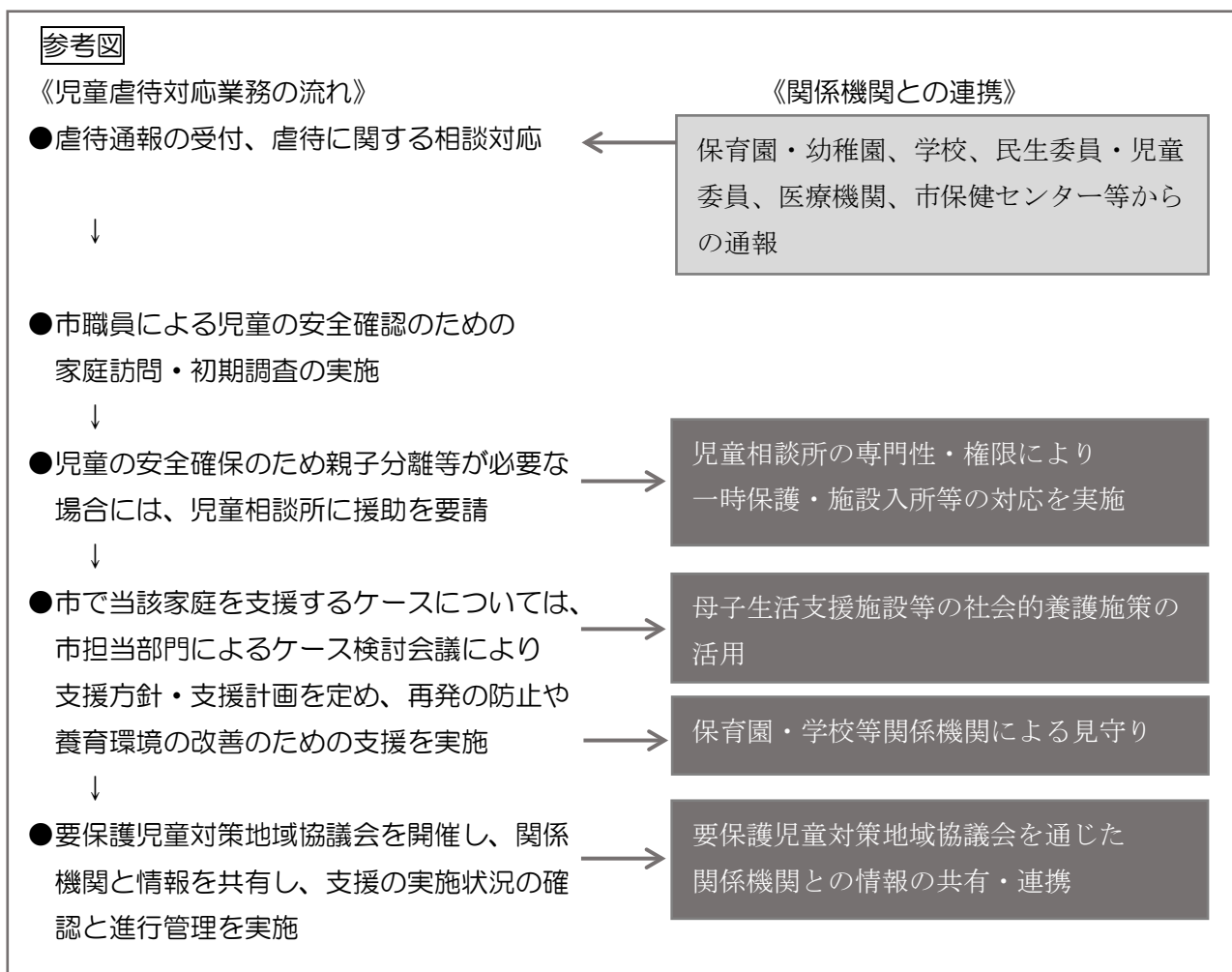
(イ) 千葉県（児童相談所）との連携

虐待通報を受けたケースについて、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、児童相談所に援助を要請します。

(ウ) 社会的養護施策との連携

虐待通報を受けた中で、市で当該家庭を支援するケースについては、市職員による定期的な訪問、学校・保育園等の関係機関による見守りなど、ケースに応じた支援を行います。その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましい場合には児童福祉施設における子育て短期支援事業の利用、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要な場合には母子生活支援施設への入所、など社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

《関連する進行管理事業・・・No.60 要保護児童への支援事業
（要保護児童対策地域協議会）》



(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

市川市においては、就学前児童・小学生のいる世帯のうち、6%程度が母子家庭または父子家庭であると推計されます(※)。母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、に沿い、母子家庭・父子家庭の保護者に対し下記の取り組みを行い、自立支援を推進します。

(※市民ニーズ調査の結果より)

①子育て・生活支援策

必要に応じ、ファミリー・サポート・センターや子育て短期支援事業の利用を勧める、母子生活支援施設へ保護するなどの対応をとります。また、保育に関する利用調整においては、母子家庭・父子家庭の利用について配慮します。

《関連する進行管理事業・・・No.17 こどもショートステイ事業
(子育て短期支援事業)

No.22 ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)》

②就業支援策

母子自立支援員が母子家庭・父子家庭の保護者の相談に応じ、相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成するほか、自主的に職業能力の開発を行う場合に給付金を支給します。

《関連する進行管理事業・・・No.68 ひとり親家庭自立支援事業》

③養育費の確保方策

母子自立支援員が相談に応じるとともに、必要に応じ、弁護士や養育費相談支援センターへの紹介を行います。

④経済的支援策

児童扶養手当を支給するとともに、千葉県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する初期相談・受付を行います。

《関連する進行管理事業・・・No.62、63 児童扶養手当(母子家庭、父子家庭)》

(3) 障がい児施策の充実等

市川市では、発達に課題をもつ子ども・子育て家庭への支援として、就学前の子どもについてはこども発達センターが中心となり、小学生以上の子どもについては教育委員会が中心となり、各種施策を実施しています。今後も下記の取り組みにより支援を充実させていきます。

①関係機関との連携

発達の課題をもつ子ども・子育て家庭への支援にあたっては、子ども・保健・福祉・教育等の各種施策の連携が必要です。市役所の関係部門が情報を共有し、意見交換をする会議を定期的を開催することなどにより、連携を図ります。また、こども発達センターにおける相談の中でも、就学相談については、特に教育委員会との緊密な連携を行うほか、就学後の子どもの相談については教育センターでの相談を中心としながら、必要に応じて千葉県発達障害者支援センターCASへの斡旋を行うなど、ライフステージに応じた切れ目ない支援に努めます。また、保護者の希望に応じ、個別の教育支援計画である「市川スマイルプラン」を作成し、関係者が必要な支援について共通理解のもと協力し、一貫した支援を行います。

②相談体制の充実

子どもの発達については、こども発達センター、教育センター、障がい者支援課が中心となって相談・支援を行います。また、障害児通所支援を利用するすべての方を対象に、子ども・保護者の意向を踏まえて障害児支援利用計画を作成します（障害児相談支援）。

《関連する進行管理事業・・・No.69 こども発達相談室事業》

③専門的な療育の提供

こども発達センター内のおひさまキッズにおいては運動発達に課題をもつ子どもについて、あおぞらキッズ及びこども発達センター分館のそよかぜキッズにおいては行動・情緒などに課題をもつ子どもについて、特性に合わせた遊び・生活面の保育指導や専門職員による個別指導により、機能訓練および生活支援を推進します。また、市内にある民間の児童発達支援センター及び児童発達支援、放課後等デイサービスを行っている各事業所と連携しながら、発達に課題のある子どもへの支援の質を向上していくように努めます。

④幼稚園・保育園等における発達に課題をもつ子どもの受入れ・支援

ひまわり学級が設置されている公立幼稚園において、支援を必要とする子どもに特別支援を提供していきます。地域への支援として、公立・私立幼稚園については、幼児教育相談員が、職員への指導・助言、保護者への相談対応を行います。保育園については、現行においても発達相談室の専門職員が巡回し、職員への指導・助言を行っています。また保護者からの依頼により、保育園等を訪問し、発達に課題をもつ子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。これらの取り組みにより、子どもが身近な地域で安心して教育・保育を受けられるよう支援を充実させます。

《関連する進行管理事業・・・No.71 発達障害児保育（保育園）
No.72 幼児教育相談》

⑤幼稚園教諭・保育士等への支援

幼稚園・保育園等における発達に課題をもつ子どもの受入れを支援するため、幼稚園教諭・保育士・学校教諭等を対象として、『発達障がいの理解と支援のための研修』を開催するとともに、あおぞらキッズの見学を通して療育場面での工夫などを紹介する機会を設けています。

《関連する進行管理事業・・・No.70 発達障がいの理解と支援のための研修》

⑥シンポジウムの開催

発達障がい児に関するシンポジウムを開催し、社会的な理解の促進と、関係者・保護者の支援を図ります。

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と子育ての両立のため、保育・放課後健全育成事業について「量の見込み」に対応し、計画的に整備を進めていくほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため以下の2つの取り組みを進めていきます。

①雇用促進奨励金の実施

母子家庭の母等の雇用を促進するため、公共職業安定所の紹介等で母子家庭の母等を雇用した事業主に対して奨励金を交付する、雇用促進奨励金を引き続き行い、仕事と子育ての両立が可能となる環境作りに努めます。

《関連する進行管理事業・・・No.73 雇用促進奨励金(母子家庭の母等)》

②「いちかわ子育て応援企業」認定制度の充実

市川市では平成22年度より、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定しています。認定企業数の増加を図り裾野を広げていくとともに、現在認定を受けている企業に対する取り組み充実のための支援や社会的評価の向上も図り、企業による子ども・子育て支援の取り組みの促進に取り組めます。

《関連する進行管理事業・・・No.74 いちかわ子育て応援企業認定事業》

《いちかわ子育て応援企業》

●認定対象

常時雇用する労働者を有して事業活動を行う、市内に事業所（本店・支店・営業所等）がある事業主

●認定基準等

認定を受けるためには、項目の内2つ以上を満たすことが必要

(1) 一般事業主行動計画(※)を策定していること

※次世代育成支援対策推進法で従業員101人以上の企業に策定等が義務付けられている、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等について定める計画

(2) 子どもの企業見学の受け入れ

(3) 学校の職場体験への協力

(4) 市川市家族の週間への参加・協力

(5) 子どもや子育て中の家族を対象としたイベント・講座の開催

(6) 従業員による子どもに関するボランティア活動の奨励や支援

(7) 託児室、授乳コーナー、ベビーキープの設置されたトイレ等を事業所内に設置

(8) 子育てに関連する施設への寄付

(9) その他、子育てに関する活動

●認定企業数 51社（令和元年11月1日時点）

●認定企業紹介ホームページ

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/chi01/1111000042.html>



